

港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金

制度のご案内

令和6年4月

1 制度の概要

この制度は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する公的医療保険の適用外の治療（先進医療※1、自由診療※2）にかかる費用の一部を港区が助成します。

治療費の範囲内で、東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業と併せて受給することができます。制度は変更される場合がありますので、申請前に、港区ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

※1 保険外の先進的な医療技術として国が設置する先進医療会議において認められた、保険診療と組み合わせて実施することができる治療。

※2 先進医療会議で審議中の治療等を受けたことにより、治療全体が全額自己負担となる治療。

2 対象（要件）

要件		備考
1	治療 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、以下のいずれかの治療を実施していること。 （1）体外受精及び顕微授精を保険診療として受診した際に、全額自己負担で実施した「先進医療として告示された治療及び技術別紙1」 （2）「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 別紙2」に掲げるA～Fに該当する治療と合わせて、先進医療会議で審議中の治療等を受けたことにより、治療全体が全額自己負担となる治療（男性不妊治療を含む）	治療結果による妊娠の有無は問いません。
2	婚姻 治療の開始日から助成金の申請日まで、婚姻をしている夫婦であること。	事実上の婚姻関係も対象です。
3	住所 （1）夫婦の両方又は一方が、特定不妊治療の開始日から助成金の申請日まで、連続して港区に住民登録をしていること。 （2）申請日に夫婦の一方だけが港区内に住所を有する場合は、港区内に住所を有する者の所得が他方の所得を上回ること。 （ただし、所得を上回る者が国外に居住している場合はその限りではありません。）	申請書受理日（郵送の場合は消印日）以降の日付であれば、支給決定日前に転出する場合も対象となります。
4	年齢 「1回の治療」の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。	助成を受けた回数上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は対象外となります。

5	治療する医療機関	(1) 先進医療においては、厚生労働省による登録、告示された医療機関であること。 (2) 自由診療においては、日本産婦人科学会に登録されている医療機関であること。	
6	東京都の助成	原則として、東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の助成対象となる場合は、その交付決定を受けていること。	先進医療に限る
7	他区市町村の助成	同一の特定不妊治療に対して同種の助成を受けていないこと。	

3 申請期限

※年度とは当年4月1日から翌年3月31日までを指します。

(1) 「1回の治療」が終了した日の属する年度の末日（3月31日消印有効）まで

- ・「1回の治療」が終了した日とは、医師が妊娠の確認（妊娠の有無は問いません。）をした日又は医師の判断により、やむを得ず治療を中止した日を指します。
- ・いかなる理由でも申請期限を過ぎたものは受け付けることができませんので、治療後速やかに申請してください。

(2) 申請期限までに必要書類が揃えられない場合の対応について

- ・必要な書類を全て揃えてから申請いただくことが原則ですが、申請期限までに必要書類を全て揃えられないときは、一部書類が揃っていても受付することができます。詳しくは5～6ページの7 必要書類をご確認ください。
- ・受診等証明書の発行には時間がかかることがあります。余裕を持って医療機関にご依頼ください。

(3) 1月から3月末までに終了した特定不妊治療費を申請する場合の特例

- ・原則として、申請期限は治療終了日の属する年度末（3月31日）ですが、1月から3月までに特定不妊治療が終了したもので、3月31日までに申請書等が提出できない場合は、同年6月30日（消印有効）までの期間に限って申請が可能です。港区へ申請後、東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の対象となることが判明した方には、可能な限り港区からご案内をしますが、申請期限の3月及び6月に港区へ申請した場合は、ご案内しても東京都の申請期限に間に合わないことがあります。そのため、治療終了後、速やかに港区に申請していただくことをお勧めします。

治療終了日	申請期限（消印有効）
令和6（2024）年4月1日 ～ 令和6（2024）年12月31日	<u>令和7（2025）年3月31日</u>
令和7（2025）年1月1日 ～ 令和7（2025）年3月31日	<u>令和7（2025）年6月30日</u>

4 助成額

(1) 先進医療費の助成

先進医療に要した自己負担額を助成（1回の助成上限30万円）

※東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の助成対象となる場合は、治療費の総額から当該治療に係る東京都の助成額を控除します。

(2) 自由診療費の助成

治療全体に要した自己負担額を助成（1回の助成上限30万円）

5 助成上限回数

治療開始日における妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	6回
40歳～42歳	3回

※助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は対象外となります。

※助成を受けた後、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。

東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の詳細については、以下をご確認ください。

【ホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funin-senshiniryoku/iryokukan.html>

東京都 特定不妊治療費助成 先進医療

検索 

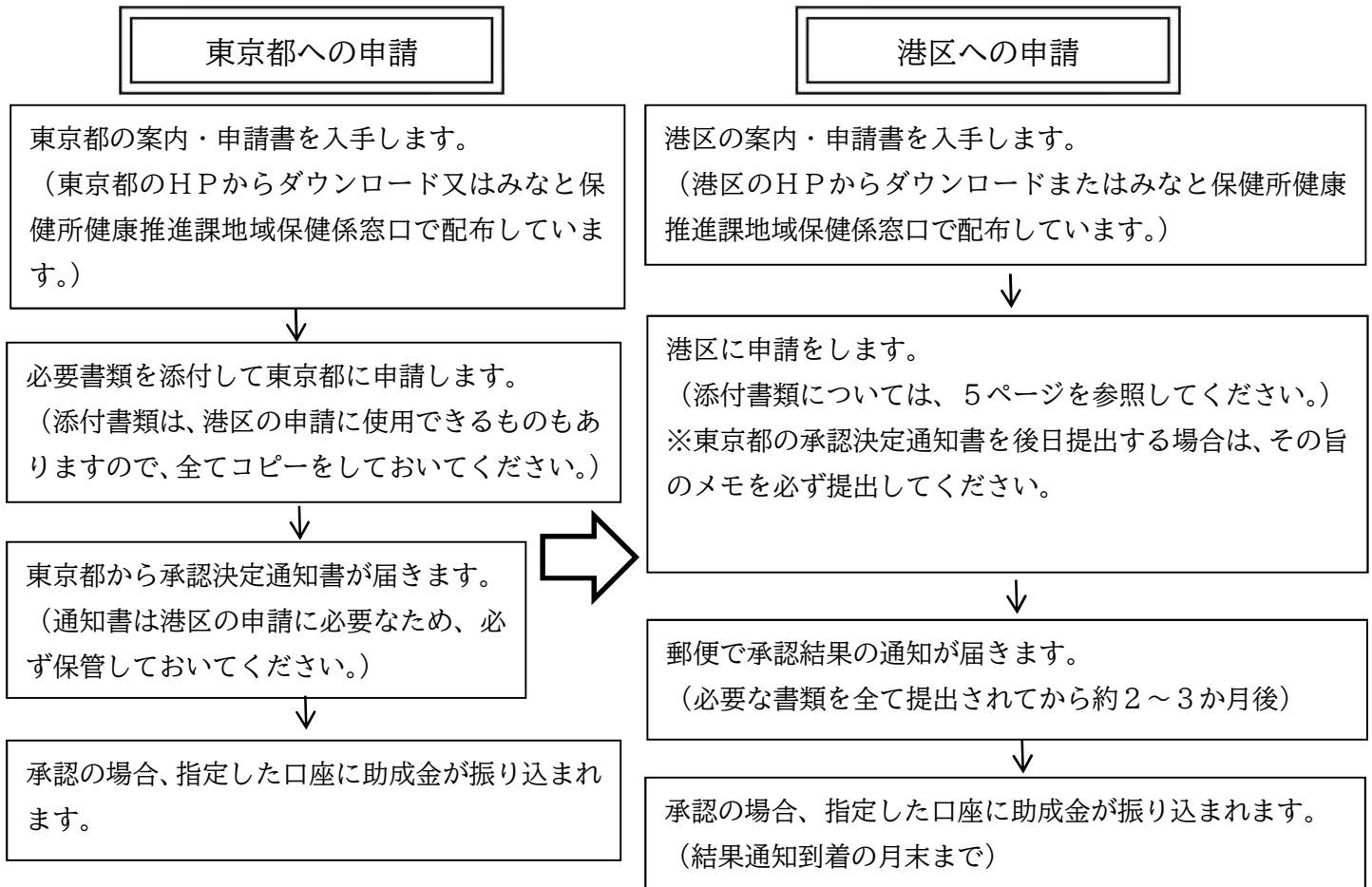
【問合せ先】東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当

※東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業のご案内と申請書類は、みなと保健所健康推進課地域保健係でも配布しています。

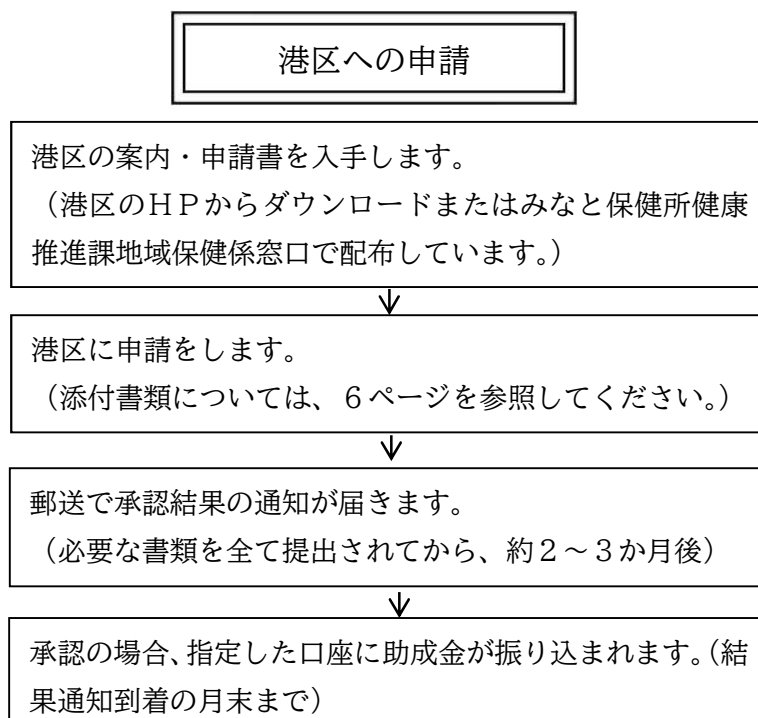
6 申請の流れ

(1) 先進医療費の助成を申請する場合

東京都と港区へ申請が必要です。その際、申請期限には十分ご注意ください。
(港区への申請のみを行うことはできません。)



(2) 自由診療費の助成を申請する場合



7 必要書類

※先進医療費と自由診療費で申請方法が異なりますのでご注意ください。

【先進医療費の助成を申請する場合】

港区の申請と合わせて東京都への申請が必要となります。東京都への申請方法等については、東京都へ直接ご確認ください。**申請には期限があるため必要書類を揃える際は、十分ご注意ください。**

次の1～5は、必ず提出が必要です。(1は、港区ホームページからダウンロードできます。)

	必 要 書 類	備 考
1	港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）	添付の記入要領を参照してください。
2	特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書のコピー ※東京都の様式（港区の様式で取得する必要はありません。）	医療機関からの発行に時間を要し、申請期限内に提出できない場合は、その旨を記載したメモを必ず添付してください。
3	指定医療機関発行の領収書のコピー	・特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書に記載の金額に不足がないように提出してください。 ・領収証の中に助成対象とならない費用が含まれている場合は、証明書の金額と一致しないことがあります。
4	東京都の特定不妊治療費助成承認決定通知書のコピー	申請日に東京都からの通知がなく、申請期限内に提出できない場合は、その旨を記載したメモを必ず添付してください。
5	申請者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または治療開始日から助成金の申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する官公署が発行する書類のコピー	事実婚の方は「1回の治療」の開始日から申請日まで、事実婚の夫婦ともに他に法律上の配偶者がいないことを証明するため必要となります。 ※同年度に提出済みの場合は省略できます。

次の6～8の書類は、申請者・配偶者の状況に応じて提出が必要です。

6	港区外に居住する方の住民票のコピー（3ヶ月以内に発行されたもの） ※国外転出されている方は戸籍の附票のコピー ※外国籍の方で国外居住の場合は、外国での住民票に代わるものや在勤・在学証明書（外国語の場合は訳文を添付）	申請日現在、配偶者が港区外に住民登録している場合には必要です。
7	申請者及び配偶者の住民税課税（非課税）証明書（基準となる年の1月1日現在の居住地の市区町村で取得できます。）または住民税額決定通知書のコピー	配偶者が港区外に住民登録している場合で基準となる年の1月1日現在、港区に住民登録がない方は必要です。（基準となる年については、7ページ 8 所得確認の対象年度等 を参照してください。）
8	事実婚関係に関する申立書（任意様式）	同一世帯であって住民票の続柄に、夫（未届）、妻（未届）の記載がない場合又は別世帯である場合は必要です。

【自由診療費の助成を申請する場合】

次の1～4は、必ず提出が必要です。(1、2は、港区ホームページからダウンロードできます。)

	必要書類	備考
1	港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）	添付の記入要領を参照してください。
2	港区特定不妊治療費（自由診療）事業受診等証明書（第3号様式）※港区の様式	一回の治療の終了（医師による妊娠の確認の日、又は医師の判断により治療を中断した日）毎に、医療機関で証明を受けてください。 医療機関からの発行に時間を要し、申請期限内に提出できない場合は、その旨を記載したメモを必ず添付してください。
3	指定医療機関発行の領収書のコピー	・特定不妊治療費（自由診療）助成事業受診等証明書に記載の金額に不足がないように提出してください。 ・領収証の中に助成対象とならない費用が含まれている場合は、証明書の金額と一致しないことがあります。
4	申請者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または治療開始日から助成金の申請日まで法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する官公署が発行する書類のコピー	事実婚の方は「1回の治療」の開始日から申請日まで、事実婚の夫婦ともに他に法律上の配偶者がいないことを証明するため必要となります。 ※同年度に提出済みの場合は省略できます。

次の5～7の書類は、申請者・配偶者の状況に応じて提出が必要です。

5	港区外に居住する方の住民票のコピー（3ヶ月以内に発行されたもの） ※国外転出されている方は戸籍の附票のコピー ※外国籍の方で国外居住の場合は、外国での住民票に代わるものや在勤・在学証明書（外国語の場合は訳文を添付）	申請日現在、配偶者が港区外に住民登録している場合には必要です。
6	申請者及び配偶者の住民税課税（非課税）証明書（基準となる年の1月1日現在の居住地の市区町村で取得できます。）または住民税額決定通知書のコピー	配偶者が港区外に住民登録している場合で基準となる年の1月1日現在、港区に住民登録がない方は必要です。（基準となる年については、7ページ「 8 所得確認の対象年度等 」を参照してください。）
7	事実婚関係に関する申立書（任意様式）	同一世帯であって住民票の続柄に、夫（未届）、妻（未届）の記載がない場合又は別世帯である場合は必要です。

**※申請期限に間に合わない場合は、次の全てを満していれば、一部必要書類が揃って
いなくても申請期限内に申請があったものとして申請することができます！！**

- 申請期限内に揃えられる書類はすべて添付して、港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金支給申請書（第1号様式）を提出済みであること。
- 申請期限内に揃えられない書類は、申請時にその旨を記載したメモを提出していること。
（様式・書式は問いません。）

8 所得確認の対象年度等

(配偶者が港区外に住民登録している場合に確認が必要です。)

治療時期にかかわらず、申請日（消印日）の月を基準に、確認対象の年度が異なります。申請月が1月～5月の場合は前々年1年間の所得を、6月～12月の場合は前年1年間の所得を確認します。（下表参照）

所得の額を証明する書類は、各基準日時点の住民登録が、どこにあるかにより異なります。

申請年月	必要な「住民税課税（非課税）証明書」 「住民税額決定通知書」の年度	基準日
令和6（2024）年1月～ 令和6（2024）年5月	令和5（2023）年度 （令和4（2022）年分所得）	令和5（2023）年 1月1日
令和6（2024）年6月～ 令和7（2025）年5月	令和6（2024）年度 （令和5（2023）年分所得）	令和6（2024）年 1月1日

9 その他注意事項

- ・提出は **10 提出・お問い合わせ** まで、**郵送または持参**してください。
- ・郵送の場合は、**簡易書留や特定記録郵便等、差出・配達**が証明される郵便をお勧めします。普通郵便の不着事故等に関しては責任を負いかねます。
- ・切手代等郵送にかかる費用及び必要書類発行等にかかる手数料などは、申請者の負担です。
- ・窓口に出す場合も、書類をお預かりし、後日審査を行いますので、書類等の不備により、担当者から連絡する場合があります。
- ・申請書の連絡先は、日中連絡がつく電話番号をご記入ください。
- ・提出していただいた書類は返却できません。
- ・ご不明な点については、よくあるご質問（Q&A）もご参照ください。

10 提出・お問い合わせ

申請書等の郵送・提出先

〒108-8315 港区三田1-4-10

みなと保健所健康推進課地域保健係

お問い合わせ先

電話 03-6400-0084

FAX 03-3455-4539

～港区不妊・不育相談ダイヤル～

*令和4年5月に新たに開設した「港区不妊・不育相談ダイヤル」で、不妊や不育の経験があるピア・カウンセラーによる相談事業も実施しています。詳しくは港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「港区不妊・不育相談ダイヤル」のページをご覧ください。